

令和7年9月22日

法務省民事局参事官室 御中

一般社団法人 信 託 協 会

「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見について

標記につきまして、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、何卒、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「民法（遺言関係）等の改正に関する中間試案」に関する意見について

番号	該当箇所	意見等
1	【総論】	以下の観点も踏まえ、乙案及び丙案を支持する。 ・「遺言を一層利用しやすいもの」とし「相続登記の更なる促進等を図る」等の観点から、新たな制度による遺言が、執行段階において有効か無効を巡る係争等を不必要に生じさせず、遺言者の真意の円滑な実現に資するような制度設計が望ましい。 ・長寿化やライフスタイルの多様化が進展する中では、今後、遺言制度の悪用も懸念されるところ、上述の制度設定と合わせ、国民の相続・遺言に関するリテラシーの向上により、遺言が目的や状況に合わせ適切に活用されることが重要である。
2	第一の1 【甲1案、甲2案】 1-4 頁	【甲1案、甲2案】については、新制度として創設する場合、リスクが大きいと考えられる。 (理由・背景) 電磁的記録による遺言、口述等の録音・録画による記録のいずれも、遺言執行時点までに長時間が経過することが多い中、偽造されるリスクを防止する手段が強くなく不安定であるため。また有効性を担保しないと解されている現状の裁判所の検認だけでは、遺言執行手続きを受ける側として、多くの紛争や苦情の発生が予想され、結果として、遺言者の最終意思の実現が速やかに行われない懸念があるため。
3	第一の1 【甲1案】(注6) 2 頁	対面ではなくウェブ会議の方法で、証人が立ち会うことは、【甲1案】の偽造リスクを更に高める懸念があると考えられる。 (理由・背景) 甲案は、乙案丙案と比較して、偽造されるリスクの高い制度であると考えられるが、特に甲1案で、証人がウェブ会議で証人が立ち会う場合、偽造目的の悪意をもった者が「遺言者本人が遺言を口述している偽造動画(フェイク動画)」を作成し、これをアルバイトと称し集めた善意の証人に見せることで、善意の証人が立ち会う動画を作成できる余地を増やすリスクがあるため。
4	第一の1 【甲1案】(注8) 2 頁	検認調書には、遺言全文とともに遺言の状況、立ち会った相続人等の陳述内容が記載されるが、【甲案】の場合、「遺言全文と口述の録音・録画が一致していること」、「遺言者本人が自分の遺言であることを宣言していること」「証人による間違いのないことの宣誓をしていること」「電磁的記録の保存場所、保存状況」「当該電磁的記録の最新更新日、上書き保存履歴」を記載することが考えられる。 (理由・背景) 遺言執行手続きを受ける金融機関側での事務負担、苦情対応負担が増大することを避けるため。
5	第一の1 【甲2案】(注7) 4 頁	仮に甲2案が採用される場合には、民間事業者については、主務大臣による認定を前提とすべきと考えられる。また認定に際しては、補足説明の29 頁に記載の③④⑤の規律も必要であると考えられる。なお、⑤（事業継続が困難の取扱い）について、保管業務に関しては、認定された他の民間事業者もしくは政府機関への移管を前提とすべきと考えられる。かつ重要な機微情報であり、誤って破棄、流出がなされないよう、認定期間中の主務大臣による監督も重要であるとする。 (理由・背景) 遺言は長ければ半世紀以上あとに執行することとなる文書であり、これを作成や保管する民間事業者については③④⑤の規律も含めた認定が必要であると考えられるため。

番号	該当箇所	意見等
6	第一の1 【甲2案】(注7) 4頁、 第一の2 (注1) 6.7頁	甲2案と乙案丙案が合わせて法制化される場合、甲2案で保管業務も併せて行う民間事業者の場合の主務大臣による認定の条件として、保管している遺言についての法務局等での検索との連携を条件とすべき。 (理由・背景) 上述と同様、公正証書遺言の検索制度は既存のものがあるが、各民間事業者が各々の検索制度を設定した場合、最新の遺言検索の手間が大きくなることから、乙案丙案での検索システムと連携すべきと考えられるため。
7	第一の1 【乙案】【丙案】 4-6頁	乙案丙案が法制化される場合、遺言者が公的機関に対し保管の申請をする際に、主務大臣の認定を受けた民間事業者のサービスを利用して申請することも可能とし、当該認定事業者が遺言者より電子証明書等の提供を受け本人であることを確認した場合には、公的機関による③の確認を省略することともに、④についてWEB会議の方法を可能として、全文の口述を、 (注4) 記載の宣誓に代えることを可能とすることも考える。 (理由・背景) 遺言利用の増加を企図する場合、公的機関の受付業務キャパシティが上限となることを避けることができるため。また公的機関は曜日や時間で受付に制約があるところ、これを緩和することも可能となるため。
8	第一の2 (3) 6頁	通知対象者が、あらかじめ遺言者が指定した者とされており遺言執行者が明記されていないが、遺言執行者は明記されるべきと考えられる。 遺言者が遺言に遺言執行者を記載した場合、その遺言執行者に遺言を実現することを企図していると考えられる。であるにもかかわらず、なぜ遺言執行者を通知対象にしない目的は存在しないと考えられる。 (理由・背景) 遺言者の自己の財産処分権の行使を、死後に実現するのは遺言執行者であり、平成30年の民法改正でも遺言執行者の権限強化が図られている。指定した者への他、遺言執行者には当然に通知されるべきであり、通知されない理由は考えられない。このままでは、不平のある相続人等は、例えば不動産の共有持ち分の相続登記を単独で行うことができるなど、遺言の執行への妨害を行うことができるため。
9	第一の4 (2) イ 8頁	撤回を可能とする【C案】が望ましいと考えられる。また撤回した遺言データを閲覧可能とする「特別の事由」については、例えば、「相続に関する訴訟で裁判所からの要請がある場合」など、例示列举を行うべきと考えられる。 (理由・背景) 新たな遺言を作成する等し、実質的には撤回しているにもかかわらず、保管申請は撤回されず死後に相続人等関係者に閲覧されることが避けられない制度となると、不必要に相続人間の係争等を誘発する可能性もあり、遺言作成に躊躇する人も一定程度いると推定され、遺言の活用を推進する趣旨からすれば、撤回できることとするのが望ましいと考えられるため。また撤回後のデータの死後の閲覧を可能とするケースについては、同様の趣旨から、狭く運用されるべきであるため。
10	2 (2) ア死亡危急時遺言 【甲案、乙案】 10頁	甲案乙案ともに、新たな形式の死亡危急時遺言として創設する必要はないと考えられる。 (理由・背景) 20日以内に裁判所へ提出する必要があるとはいえ、動画等の偽造技術が発達する中、証人一人で作成できる制度とする場合、死期が迫り通常の状態ではないような特定の高齢者を狙った犯罪等が行われる可能性もあると考えるため。 (また普通方式の甲案が成立する場合、新たな死亡危急時遺言を加えることによるメリットとなる領域は少ないとも言える)と考える。そもそも、甲案が成立しない場合でも、新設すべきではないと考える)